

令和 3 年

# 経済センサス - 活動調査結果書

富 士 市

## はじめに

本書は、令和3(2021)年6月1日現在で実施された、「令和3年経済センサス-活動調査」について、国の調査票情報を元に、本市の集計結果をとりまとめたものです。

これまで、我が国の産業を対象とする大規模統計調査は、産業分野ごとに、各府省によりそれぞれ異なる年次及び周期で実施されてきました。このため、既存の大規模統計調査の結果を統合しても、同一時点における我が国全体の包括的な産業構造統計を作成できない状況にありました。

また、国民経済に占める割合が高くなっているサービス分野の統計が不足しており、GDPを推計するための基礎統計として、全産業をカバーする一次統計の情報を整備することが必要であったことから、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」において、経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサスの実施が提言されました。

これに基づき、平成21(2009)年7月に事業所・企業の産業、従業者規模等の基本的構造の把握に重点を置いた「経済センサス-基礎調査」を行い、その結果を基に平成24(2012)年2月に売上高や費用等の経理項目の把握に重点を置いた「経済センサス-活動調査」を実施しました。平成28(2016)年6月に第2回目となる「平成28年経済センサス-活動調査」を実施し、以降5年ごとに「活動調査」を実施することとされ、令和3(2021)年6月に実施した「令和3年経済センサス-活動調査」は第3回目となります。

この結果書が、今後の各種行政施策の企画立案等の基礎資料や、事業者の皆様の経営の参考資料として、各方面で御利用いただければ幸いです。

結びに、この調査の実施に当たり、御協力をいただきました各事業所の皆様、調査に従事された調査員などの関係者の方々に対し、心からお礼を申し上げます。

令和6(2024)年1月

富士市総務部総務課

# 目 次

利用のまえに	1
産業横断的集計	
I 結果の概要	
1 産業横断的集計について	6
2 概 況	7
3 産業分類別事業所数及び従業者数(民営)	9
4 従業者規模別事業所数及び従業者数(民営)	11
II 統 計 表	
1 産業別・経営組織別・事業所数(民営)	13
2 産業別・経営組織別・従業者数(民営)	14
3 産業別・従業者規模別・事業所数(民営)	16
4 産業別・従業者規模別・従業者数(民営)	16
5 産業別・経営組織別・従業者規模別・事業所数(民営)	18
6 産業小分類別・従業者規模別・事業所数、従業者数(民営)	20
7 富士生活圏・産業別・事業所数、従業者数(民営)	38
8 県下市別・事業所数、従業者数(民営)	39
9 県下市別・産業別・事業所数(民営)	40
10 県下市別・産業別・従業者数(民営)	42
製造業に関する集計	
I 結果の概要	
1 製造業に関する集計について	46
2 概 況	48
3 事業所数(全事業所)	49
4 従業者数(全事業所)	50
5 製造品出荷額等(従業者4人以上の事業所)	52
6 在庫状況(従業者30人以上の事業所)	54
7 付加価値額(従業者30人以上の事業所)	55
8 有形固定資産投資総額(従業者30人以上の事業所)	56
9 県下市別の事業所数、従業者数、製造品出荷額等	57
10 県下上位5市の製造品出荷額等の暦年比較	59
II 統 計 表	
1 産業別・事業所数、従業者数、製造品出荷額等	61
2 産業別・事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移	62
3 産業別・事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、 製造品出荷額等、粗付加価値額(従業者4人以上の事業所)	66
4 産業別・経営組織別・従業者規模別事業所数	68
5 産業別・規模別・事業所数、従業者数、製造品出荷額等(従業者4人以上の事業所)	70

6 産業別・事業所数、従業者数、現金給与総額、原材料使用額等、 製造品出荷額等、粗付加価値額(従業者4～29人)	77
7 産業別・事業所数、従業者数、現金給与総額(従業者30人以上の事業所)	83
8 産業別・原材料使用額等、製造品出荷額等(従業者30人以上の事業所)	84
9 産業別・製造品在庫額、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料在庫額 (従業者30人以上の事業所)	86
10 産業別・有形固定資産額及び設備投資総額(従業者30人以上の事業所)	88
11 産業別・製造品出荷額等、在庫額、生産額、付加価値額、粗付加価値額 (従業者30人以上の事業所)	90
12 産業別・工業用地(従業者30人以上の事業所)	92
13 産業別・工業用水(従業者30人以上の事業所)	93
14 産業細分類別・事業所数、従業者数、現金給与総額、 原材料使用額等、製造品出荷額等(従業者4人以上の事業所)	94

### III 地区別統計表

地区別・産業別・事業所数、従業者数、製造品出荷額等(従業者4人以上の事業所)	103
(参考1) 地区別一覧(従業者4人以上の事業所)	126
(参考2) 地区別製造品出荷額等の推移(市内上位5地区・従業者4人以上の事業所)	126

IV 国勢統計区境界図	127
-------------	-----

### 卸売業・小売業に関する集計の概要

#### I 結果の概要

1 卸売業・小売業に関する集計(概要)について	130
2 概況	131
3 産業分類中分類別事業所数	132
4 産業分類中分類別従業者数	133
5 産業分類中分類別年間商品販売額	134
6 1事業所あたりの世帯数、人口及び1世帯、1人あたりの年間購買額(小売業)	135
7 産業分類中分類別売場面積及び1事業所あたりの売場面積(小売業)	135

#### II 統計表

1 県下市別の事業所数、従業者数、年間商品販売額(総数)	137
2 産業分類小分類別の事業所数、従業者数、年間商品販売額及び売場面積	138

利用のまえに

## 1 調査の目的

経済センサス-活動調査は、全産業分野の売上(収入)金額や費用などの経理項目を同一時点で網羅的に把握し、我が国における事業所・企業の経済活動を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を対象とした各種統計調査の母集団情報を得ることを目的としている。

## 2 調査の根拠

経済センサス-活動調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査である。

## 3 調査の期日

令和3年6月1日

## 4 調査の対象

農業・林業・漁業に属する個人経営の事業所、家事サービス業、外国公務、国及び地方公共団体に属する事業所を除くすべての事業所及び企業が対象である。

## 5 調査の方法

調査は、「調査員による調査(調査員調査)」と「国、都道府県及び市による調査(直轄調査)」の2つの方法で行った。調査員調査は、単独事業所及び新設事業所の調査事業所を、直轄調査は、支社を有する企業及び特定の単独事業所の調査事業所を対象として、それぞれに次に示す流れで実施した。

### (1) 調査員調査

都道府県知事が任命した調査員が事業所に調査票を配布し、インターネットによる回答又は記入済の調査票の回収を行った。

総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－市町村長－指導員－調査員－調査対象事業所

### (2) 直轄調査

行政機関が企業の本社などに傘下の事業所の調査票を一括して郵送で配布し、インターネットによる回答又は記入済の調査票の回収を行った。

総務大臣・経済産業大臣－調査対象企業・事業所

総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－調査対象企業・事業所

総務大臣・経済産業大臣－都道府県知事－市長－調査対象企業・事業所

## 6 調査事項

各調査票により、以下の事項を調査した。

### ・全産業共通事項

ア 名称及び電話番号 イ 所在地 ウ 開設時期 エ 従業者数

- オ 主な事業の内容   カ 経営組織   キ 法人番号   ク 単独事業所・本所・支所の別等  
 ケ 消費税の税込み記入・税抜き記入の別   コ 売上(収入)金額、費用総額及び費用項目  
 サ 相手先別収入割合   シ 設備投資の有無及び取得額  
 ス 自家用自動車の保有台数(法人のみ)   セ 土地、建物の所有の有無(法人のみ)  
 ソ 資本金等の額及び外国資本比率(会社のみ)   タ 決算月(会社のみ)

※全産業共通事項の他、産業別に定められた事項について調査を行った。調査票の種類は以下のとおりである。なお、各調査票の産業別調査事項については、ここでは省略する。

**【個人経営、法人でない団体、新設事業所】**

- (1) 産業共通調査票

**【単独事業所企業】**

- (2) 農業、林業、漁業調査票  
 (3) 鉱業、採石業、砂利採取業調査票  
 (4) 製造業調査票  
 (5) 卸売業、小売業調査票  
 (6) 建設業、不動産業、物品賃貸業調査票  
 (7) 飲食サービス業調査票  
 (8) 医療、福祉調査票  
 (9) サービス関連産業A調査票  
 (10) サービス関連産業B調査票  
 (11) サービス関連産業C調査票  
 (12) 政治団体、宗教調査票

**【複数事業所企業】**

- (13) 企業調査票  
 (14) 政治団体、宗教調査票  
 (15) 農業、林業、漁業調査票  
 (16) 鉱業、採石業、砂利採取業調査票  
 (17) 製造業調査票  
 (18) 卸売業、小売業調査票  
 (19) 建設業、サービス業調査票  
 (20) 政治団体、宗教調査票

**7 統計表等に用いた記号等の用法及び注記**

(1) 統計表中の記号は次の通りである。

- 「-」 …… 皆無、又は該当のないもの  
 「0」 …… 単位に満たないもの  
 「△、-」 …… 負数であることを示す(統計数値の前に付す)  
 「X」 …… 個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるため秘匿した箇所  
 「…」 …… 事実不詳、又は不明のもの

(2) 数字の単位未満は四捨五入しているため、合計数字と内訳が一致しない場合がある。

(3) この結果書は富士市が独自で集計したものであるため、国が公表する数値と相違する場合がある。